【カンボジア】カンボジア商務省（MOC）通達第 2652 号について

2023 年 8 月 30 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、カンボジア商務省（MOC）通達第 2652 号についてのお知らせです。

カンボジア商務省（MOC）は、登録／更新から 6 年目に使用／不使用宣誓書が提出されない場合、当該商標の登録が取り消されると発表した。この要件は 2002 年から法律で施行されているが、これまで緩やかにしか実施されていなかった。これまでカンボジア知的財産権局（DIP）は、宣誓書の提出が遅れても、実質的には何の影響も受けずに認めてきた。今回の発表により、宣誓書が提出されていない商標の登録を取り消す意向が示された。この発表は発行日（8 月 11 日）から有効であるが、宣誓書が提出されていないすべての商標が直ちに無効になるわけではない。正式な猶予期間はないが、DIP が徐々に処理し、影響を受けた商標を削除できるようになるまで、ある程度の期間がかかると予想される。

情報公開日
2023 年 8 月 11 日

URL 等
https://www.cambodiaip.gov.kh/NewsDetail.aspx?id=120127

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。